

## 令和3年度 銚子市都市計画審議会 議案説明

### 【事務局：都市整備課】

「資料④」の「都市計画決定手続フロー」についてご説明いたします。

この「都市計画手続フロー」は、議案第1号の「銚子都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更」の都市計画決定を行うまでの流れをまとめたものです。資料④の左側が市、右側が県の手続きとなっております。

左側に記載している市の手続きのうち、二重線で囲った箇所があります。上から都市計画案の概要縦覧、次に法定縦覧、最後に市都市計画審議会の3つとなっております。この3つの箇所が都市計画決定手続をする上で重要な手続きとなっております。

なお、点線の矢印の部分がいくつかありますが、本案件における手続きがなかったものを示しています。上から順番に説明します。

まず、市において作成した原案をもとに、千葉県を担当部署である都市計画課と事前協議を行いました。令和3年10月8日付でこの「案の概要」に対し、協議の観点から異なる旨の回答をいただいております。

その後、「案の概要」の縦覧を令和3年10月12日から26日まで行いました。市民への周知方法は公告、広報紙及びホームページにより行いましたが、「案の概要」の縦覧に来られた方はいませんでした。

また、公述の申出もなかったことから、令和3年11月16日に開催を予定していた公聴会は中止となりました。

続きまして、「案の縦覧」を令和3年12月10日から24日まで行いました。「案の概要」の縦覧と同様に、市民への周知方法は公告、広報紙及びホームページにより行いましたが、「案の縦覧」に来られた方はいませんでした。また、意見書の提出もありませんでした。

そして、二重線で示される「市都市計画審議会」が、今回の審議会の位置づけとなっております。本審議会での案を審議・決定していただき、その後、千葉県と法定協議を行う予定となっております。

それでは、「議案第1号」「銚子都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について」をご説明いたします。

お手元のA4サイズで3枚の資料、議案第1号 銚子都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（銚子市決定）をご覧ください。

今回、都市計画の変更をしようとする案件ですが、都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）中第1号銚子市南部じん芥処理場を廃止しようとするものです。

なお、南部じん芥処理場ですが、西小川町の旧銚子市清掃センターの都市計画決定上の名称となっています。

都市計画変更の理由ですが、銚子市が処理する一般廃棄物処理事務のうち、ごみの焼却と粗大ごみの処理に関する事業を廃止したため、南部じん芥処理場を廃止するものです。

新旧対照表をご覧ください。

下の表、旧と記載してある表になりますが、番号1の銚子市南部じん芥処理場を廃止し、また、その廃止の伴い、番号2となっている東総地区広域市町村圏事務組合 東総地区広域ごみ処理施設を繰り上げて番号1に改める変更を行うものです。

理由書をご覧ください。

銚子市におけるごみ焼却場に係るこれまでの経緯等を要約してご説明します。

本市のごみ焼却場については、昭和43年10月に南部じん芥処理場を都市計画決定し、昭和45年4月から令和3年3月末まで市内のごみの焼却と粗大ごみの処理をしていたところでした。

令和3年4月からのごみ処理については、銚子市・旭市・匝瑳市の3市で構成する東総地区広域市町村圏事務組合が事業主体となって本市野尻町に広域ごみ処理施設（東総地区クリーンセンター：平成30年3月9日都市計画決定）を稼働しており、3市のごみ処理を行っています。

広域ごみ処理施設稼働後は、南部じん芥処理場（旧銚子市清掃センター）はごみ焼却場として稼働していませんが、施設や跡地をどうするかなどの市の方針が決まっていなかったため、都市計画の変更の手続きに至っていませんでした。

この度、南部じん芥処理場（旧銚子市清掃センター）について、施設については解体に係る事務を進めることとなり、また、跡地利用の方針として、令和3年度に策定予定の災害廃棄物処理計画において、災害廃棄物の仮置場の1つとして活用を検討することになっています。

以上のように市の方針が決定したことから、銚子都市計画ごみ焼却場として位置付けられていた南部じん芥処理場を廃止して、現在稼働している東総地区広域ごみ処理施設のみとする銚子都市計画ごみ焼却場の変更を行うこととするものです。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。